

茅野市公共下水道施設 築造工事設計の手引き

茅野市 都市建設部 上下水道課
下水道管理係

策定 令和7年4月1日

目次

第1章 総則	5
1. 目的.....	5
2. 公共下水道特別使用許可	5
3. 公共下水道施設築造工事	5
(1) 公共下水道施設の工事.....	5
(2) 公共下水道施設築造工事の施工ができる者	5
4. 申請の順序.....	6
(1) 公共下水道施設築造工事等に伴う関係許可申請の申請順序	6
第2章 事前調査	6
1. 事前調査	6
(1) 下水道台帳	6
(2) 現地調査	7
② 測量	7
2. 事前協議	7
第3章 設計.....	7
1. 基本設計基準	7
2. 特記事項	8
(1) 人孔	8
(2) 下水道本管	9
(3) 取付管	9
(4) 公共枴	9
3. 設計図書の作成	10
(1) 作成書類	10
(2) 共通事項	10
(3) 付近の見取図	10
(4) 平面図	10
(5) 縦断面図・横断面図.....	11
(6) 構造図	11
(7) 官民境界線図.....	12
(8) 現況写真	12
(9) 公図の写し.....	12
(10) 流速計算書	12
第4章 公共下水道特別使用許可申請.....	12
1. 申請のしかた.....	12

(1) 受付日	12
(2) 部数	13
(3) 処理期間	13
(4) 申請書の記載内容	13
(5) 添付書類	13
2. 許可要領	14
(1) 審査事項	14
(2) 許可書の収受	14
第5章 公共下水道施設築造工事等承認申請	14
1. 申請のしかた	14
(1) 受付日	14
(2) 部数	15
(3) 処理期間	15
(4) 申請書の記載内容	15
(5) 添付書類	15
2. 承認要領	16
(1) 承認審査	16
(2) 承認書の収受	16
第6章 公共下水道施設築造工事等着手届	16
1. 着手のしかた	16
(1) 受付日	16
(2) 部数	16
(3) 添付書類	17
(4) 処理期間	17
(5) 道路占用許可申請書への押印	17
2. 工期の延長	17
3. 維持管理	17
第7章 公共下水道施設築造工事等完了届	17
1. 完了の届出	17
(1) 受付日	17
(2) 部数	18
(3) 処理期間	18
(4) 完了届の記載内容	18
(5) 添付書類	18
2. 完了検査	19
(1) 書面審査	19

(2) 現地検査	19
(3) 検査結果の通知	20
第 8 章 公共枿の移設、撤去	20
1. 申請と完了の手続き	20
(1) 申請書添付書類	20
(2) 完了届添付書類	20
(3) 完了検査	21
第 9 章 補修	21
1. 補修の指示	21
2. 再検査	21
(1) 再検査の届出	21
(2) 不服の申立	21
第 10 章 承認の取り消し	21
1. 承認取消要件	21
2. 承認取消施設の取扱い	22
(1) 維持管理	22
(2) 改良工事	22
(3) 不服の申立	22

第 1 章 総則

1. 目的

この手引きは、茅野市下水道条例（以下「条例」という。）により、公共下水道特別使用許可申請および公共下水道施設築造工事設計の設計、構造及び施工についての基準を定めるとともに、申請の手順について示すものとする。なお、この基準に記載されていない事項については、茅野市作成の「下水道設計基準」、下水道法、下水道法施行令、茅野市下水道条例、茅野市下水道条例施行規程、その他関係法令に準ずるものとする。

2. 公共下水道特別使用許可

茅野市公共下水道の排水区域及び処理区域は、下水道法第 9 条の規定により、下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が公共下水道の供用開始の告示をした区域とする。

処理区域外において公共下水道を使用しようとする者は、公共下水道特別使用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

なお、公共枿が処理区域内であったとしても、当該敷地が属する土地が処理区域外の土地を含む場合は、当該許可を受けなければならない。

公共下水道施設築造工事及び排水設備工事を行うか、排水設備工事のみに関わらず、**下水道処理区域外で下水道を使用しようとするときは、公共下水道特別使用許可申請**を行い、許可を受けなければならない。

3. 公共下水道施設築造工事

(1) 公共下水道施設の工事

・管理者が管理する公共下水道施設の新設、改築、撤去を行おうとする者は、公共下水道施設築造工事等承認申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

・処理区域外において公共下水道施設築造工事を行おうとするときは、先に公共下水道特別使用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けていなければならない。

(2) 公共下水道施設築造工事の施工ができる者

・原則として、下水道本管の公共工事を請け負うことができる者が行うものとする。

・ただし、排水設備工事と公共下水道施設築造工事を同時に行う場合であって、当該工事を履行できることが確認できる場合は、この限りでない。

4. 申請の順序

(1) 公共下水道施設築造工事等に伴う関係許可申請の申請順序

順序	申請名	提出先	必要な場合
1	農地転用許可申請	農業委員会	農地のとき
2	公共下水道特別使用許可申請	公共下水道管理者 【上下水道課】	下水道処理区域外の土地を含むとき
3	公共下水道築造工事等承認申請	公共下水道管理者 【上下水道課】	公共下水道施設の工事をするとき
4	公共下水道築造工事等着手届	公共下水道管理者 【上下水道課】	公共下水道施設の工事の承認を受けて工事着手するとき
5	道路占用許可申請 公共物管理条例に基づく許可申請 河川占用許可申請	道路または公共物の管理者【※ 1】	道路、河川、法定外公共物の占用行為を伴うとき
6	道路使用許可申請	警察署	道路の交通規制を伴うとき
7	公共下水道築造工事等完了届	公共下水道管理者 【上下水道課】	公共下水道施設の工事が完了したとき
8	道路占用許可完了届	道路管理者	道路の占用行為に伴う工事が完了したとき

※ 1：茅野市が管理者の場合は、道路占用許可申請書、公共物管理条例に基づく許可申請書、河川占用許可申請書に上下水道課長印の押印が必要。築造工事等承認後に押印が可能となるので、下水道管理係担当者に提出し、押印を受けてから管理者に提出する。

各種占用許可申請の詳細については各管理者に確認のこと。

第2章 事前調査

1. 事前調査

(1) 下水道台帳

・当該地が下水道処理区域か

- ・当該地まで接続可能な既存の公共下水道施設があるか

(2) 現地調査

① 既存の公共下水道施設の調査

- ・当該地と既存公共下水道施設の位置関係、距離、高低差
- ・公共下水道施設の深さが現地と下水道台帳とで一致しているか
→台帳のデータと異なることがあるため、**必ずマンホール等を開けて実測**すること。
- ・マンホールに接続する場合は、接続する人孔のインバート形状、内副管の有無を確認する。
- ・既存公共下水道施設に破損が無いかな

② 測量

- ・規定通りの勾配、距離等で目的の取付位置まで接続が可能か

2. 事前協議

次のいずれかに該当する場合は、事前に協議内容が確認できる仮資料を作成して協議をするものとする。

- ・標準仕様の通りの設計が不可能なとき→**特別な構造とする場合、事前協議書の提出を依頼する場合あり。**

- ・既存公共下水道施設が標準仕様の通りでないとき、もしくは破損しているとき
- ・公共ポンプ施設や伏せ越し、水管橋等の特殊な施設が必要なとき→**事前協議書要**
- ・内副管、小口径人孔を使用したいとき
- ・新設本管が、φ200 未満の管径を使用する理由があるとき
- ・すべての構造物同士の離隔距離を 30cm 以上確保することが物理的に不可能なとき
- ・ヒューム管（HP）、陶管（CP）、強化プラスチック管（RPP）、管更生管に穿孔するとき
- ・**新設する公共下水道施設が、流域下水道管を横断または近接するとき（築造工事申請とは別に「近接工事協議書」を諏訪湖流域下水道事務所に提出する必要あり）**

第3章 設計

1. 基本設計基準

- ・茅野市作成の「下水道設計基準」に準拠して設計する。

・下水道法、下水道法施行令、茅野市下水道条例、茅野市下水道条例施行規程、その他関係法令に準拠して設計する。

・以下のただし書きを適用するときは、これを適用することの理由が確認できるよう、添付書類に記載しなければならない。

2. 特記事項

(1) 人孔

- ・本管と本管の合流地点、屈曲点、起点（最上流点）には、人孔を設けなければならない。
- ・原則として、新設する人孔は 1 号人孔とする。
- ・1 号人孔の管口には、可とう継手を使用しなければならない。
- ・1 号人孔を物理的に設置することができないときは、その理由を添付書類に明記した上で、1 号人孔と小口径人孔を交互に設置することができる。
- ・内副管は原則として許可しない。ただし、やむを得ない理由があるときは、それを添付書類に明記した上で、人孔 1 基につき内副管 1 基まで設置できるものとする。内副管はスリム型もしくは脱着が可能なものとする。内副管の底部は、エルボの形にインバートを切り、インバート内に落下させることなく擦り付けなければならない。
- ・雨水浸透層を設けるときは、浸透層から 30cm 以上の離隔距離を確保しなければならない。
- ・人孔の最小穿孔離隔距離は、メーカーの指示による。
- ・地下水の浸入を防ぐシーリング構造とすること。

① 起点人孔（最上流人孔）

次の場合には、最終人孔に対してインバートを切って 2 系統まで取付管を直接接続する。

- ・宅地造成地の行き止まり道路など、明らかに本管延伸が見込まれないとき。
- ・下水道事業計画区域外の接続であって、圃場整備地など、本管延伸が見込まれないとき。

次の場合には、最終人孔の中心までインバートを切り、取付管を人孔に接続しない。

- ・下水道処理区域内で、今後本管延伸が見込まれるとき。

② マンホール鉄蓋

- ・茅野市型グラウンドマンホール鉄蓋（防水・除雪対応型）を使用する。

(2) 下水道本管

- ・原則として、新設する下水道本管は、PRP（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管 JSWAS K-13）φ200 を標準とする。
- ・標準最低勾配は 5%とする。ただし、流速計算書を添付し、最小 0.6m/s 以上を確保できることが確認できる場合には、これによることができる。
- ・雨水浸透層を設けるときは、浸透層から 30cm 以上の離隔距離を確保しなければならない。

(3) 取付管

- ・取付管は、VUφ150、最小勾配は 20%もしくは 15%を標準とする。
- ・ただし、やむを得ない理由が添付書類に記載されて確認ができる場合は、最小勾配を 10%とすることができる。
- ・その他のすべての構造物から 30cm 以上の離隔距離を確保しなければならない。30cm 以上の離隔距離を確保できない理由があるときは、これがわかる構造図を添付し、**鞘管（鋼管）による防護**をする。ただし、鋼管による防護が適さない理由があるときは、管理者と協議の上で鞘管に VU 管を使用することができる。管理者は、特に必要のあるときは、これ以外の方法により防護の指示をすることができる。
- ・支管は、ワンタッチ支管を使用してもしなくてもよい。
- ・管更生を行った更生管に取り付ける場合、もしくはヒューム管、陶管に取り付ける場合は、ヒューム管・陶管用支管を使用する。

(4) 公共枡

- ・茅野市型公共枡を使用する。
- ・以下の場合は小口径人孔（T25・300 型）を公共枡とする。
 - ・中型車以上の車両が通行する施設の出入口に設置するとき
 - ・5 区画以上で共有する位置指定道路に設置するとき
 - ・明らかに軟弱地盤なとき
- ・以下の場合は縦型公共枡とする。
 - ・公共枡の深さが 2.0m以上となるとき

3. 設計図書の作成

(1) 作成書類

※公共下水道特別使用許可申請書には、縦断面図、横断面図、構造図、土留工構造図は必ずしも添付しなくてよい。

書類	内容
付近の見取図	位置図
平面図	申請地と接続する既存公共下水道施設、新設する公共下水道施設の位置、距離等の概要、もしくは排水設備の接続方法がわかるもの
縦断面図	新設する本管及び取付管の勾配、深さ、距離、測点がわかるもの
横断面図	
構造図	新設する人孔、公共枳の構造を図示するもの
官民境界線図	平面図に併記されているときは、省略してよい
現況写真	現地写真
公図写し	地図または地図に準ずる図面
土留工構造図	採用する土留工法の構造図（計算書は不要）
流速計算書	管渠勾配を最小勾配未満とする場合
事前協議書	公共下水道管理者が特に必要と認めた場合

(2) 共通事項

- ・**原則として A4 判用紙**を使用する。特に必要があるときのみ A3 判用紙を使用する。B 判用紙は使わない。
- ・**既設施設は点線、新設する施設は実線**で表記する。

(3) 付近の見取図

- ・申請地をマーカー表示する。
- ・場所がわかれば形式は問わない。

(4) 平面図

- ・既存の公共下水道施設から、新設する公共下水道施設の全体及び申請地の区画を図示する。
- ・既存の公共下水道施設を点線で表記し、新設する公共下水道施設を実線で表記する。

種別	記載事項
人孔	整理番号、既存・新設の別、人孔の規格

	小口径人孔、内副管を使用する場合はその理由
管渠	既存・新設の別、本管・取付管の別、管種、口径、設計勾配
公共樹	整理番号、公共樹の設計深さ
申請地	申請地の区画線、宅地造成の場合は区画割図と新設する道路の種別、あるいは宅地延長の進入路
その他の構造物	水路、側溝、擁壁などの障害となる構造物がある場合は表記 明らかに支障がない場合は省略可
ポンプ施設	ポンプ施設を設置する場合はその位置と圧送管経路

(5) 縦断面図・横断面図

・新設する本管及び取付管の勾配、寸法がわかるもの。

種別	記載事項
人孔	整理番号、既存・新設の別、人孔の規格、設計深さ 内副管を使用する場合は併記
管渠	本管・取付管の別、管種、口径、勾配、掘削深、地盤高、土被り、管底高、追加距離、区間距離、測点
公共樹	整理番号、公共樹の設計深さ

(6) 構造図

・新設する公共下水道施設の構造がわかるもの

種別	図面	記載事項
人孔	組立構造図 (標準の場合は省略可)	特殊な人孔の組立・構造図、寸法、素材
	インバート切り平面図 (インバートを切る場合)	インバート切りの形状が確認できる平面図 (既設・新設の別を問わずインバートを切る場合)
	内副管構造図 (内副管を使用する場合)	内副管の構造、寸法、インバート切り平面図
管渠	離隔距離図 (近接構造部がある場合)	新設する管渠と近接するその他の構造物との設計上の離隔距離を図示したもの 防護措置を施す場合はその構造
公共樹	公共樹構造図 (標準仕様の場合には省略可)	標準型を使用しない場合 (縦型公共樹または小口径人孔等) その構造図
ポンプ施設	ポンプ施設仕様書 (ポンプ設置する場合)	ポンプ仕様書、設置位置と圧送管経路、圧送管縦断面図

その他の 施設	その他、特に必要性があるものは、その構造がわかるもの
------------	----------------------------

(7) 官民境界線図

- ・平面図に併記されている場合は省略可
- ・申請地の区画形状及び道路等の公共用地との境界を図示したもの

(8) 現況写真

- ・工事対象区間全体を撮影した写真
- ・新設する公共下水道施設の位置をマーカーで図示する（正確でなくともよいものとする）

(9) 公図の写し

- ・管轄法務局で取得した地図または地図に準ずる図面
- ・申請地をマーカーで表示する
- ・対象地に変更がなければ、発行日は問わないものとする

(10) 流速計算書

- ・管渠（本管または取付管）を最小勾配未満とする場合に作成する。
- ・管渠の流量計算はクッター式による。

第4章 公共下水道特別使用許可申請

1. 申請のしかた

- ・公共下水道特別使用許可申請書（様式1）を提出する。
- ・下水道処理区域外で下水道を使用しようとするときは、公共下水道施設築造工事等承認申請書もしくは排水設備工事計画確認申請書を提出する前に、公共下水道特別使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。
- ・対象地が農地の場合は、**農地転用許可を先に**受けていなければならない。
- ・現在のところは原則として、窓口での対面提出とする。

(1) 受付日

- ・毎週月・水・金曜日の午前中とする。

(2) 部数

正本、副本の 2 部とする。

(3) 処理期間

・2 週間程度とする。

(4) 申請書の記載内容

項目	内容
日付	提出日を記入する
申請者	処理区域外で下水道を使用する施設を建設する者の氏名、住所、電話番号 署名、押印不要
連絡先 業者名等	許可書が発行された際の連絡先 署名、押印不要
下水道を使用したい 区域（地区、地 番）	施設の建設敷地、あるいは公共下水道施設築造工事または排水設備工 事を行う土地のうち、下水道処理区域外に該当する土地の地番、地区 （※住所でない）
下水道を必要とする 理由	理由を記入
宅地開発事業	宅地造成を行う場合に記入
建物建築	建物を建築する場合に記入
その他	上記以外の場合に記入
竣工予定	特別使用許可申請に伴う工事が完了する予定日
既設本管への接続 方法	本管の築造工事を伴う場合、「あり」に○を記入 取付管分岐のみの場合、「なし」に○を記入
公共汚水枡	公共枡の設置数及び公共枡を設置する土地の地番（※住所でない）
その他	その他の公共下水道施設を築造する場合、その概要
施工予定	公共下水道施設築造工事の施工予定を記入 築造工事を伴わない場合は空欄

(5) 添付書類

書類	内容
付近の見取図	位置図

平面図	申請地と接続する既存公共下水道施設、新設する公共下水道施設の位置、距離等の概要、もしくは排水設備の接続方法がわかるもの
縦断面図	省略可
横断面図	
構造図	省略可
官民境界線図	省略可
現況写真	現地写真
公図写し	地図または地図に準ずる図面
土留工構造図	不要
受益者申告書	許可後の提出可

2. 許可要領

(1) 審査事項

- ・下水道の接続計画設計が適当であること
- ・処理区域外からの接続によって公共下水道施設の維持管理に支障がないこと
- ・流域下水道管理者の同意が得られること
- ・農地の場合は、農地転用許可を受けていること

(2) 許可書の收受

- ・許可書に記載された連絡先に連絡するものとする。
- ・原則として、窓口での対面渡しもしくは收受棚渡しとする。

第5章 公共下水道施設築造工事等承認申請

1. 申請のしかた

- ・公共下水道施設築造工事等承認申請書（様式2）を提出する。
- ・対象地が下水道処理区域外を含むときは、**公共下水道特別使用許可を先に**受けていなければならない。
- ・現在のところは原則として、窓口での対面提出とする。

(1) 受付日

- ・毎週月・水・金曜日の午前中とする。

(2) 部数

正本、副本の 2 部とする。

(3) 処理期間

・2 週間程度とする。

(4) 申請書の記載内容

項目	内容
日付	提出日を記入する
申請者	公共下水道施設築造工事を行う者の氏名、住所、電話番号 署名、押印不要
設置場所	公共下水道施設築造工事を行う土地の地番
施工予定日	公共下水道施設築造工事の施工予定期間
施工業者	公共下水道施設築造工事の施工を担当する業者 署名、押印不要
現場代理人	公共下水道施設築造工事を施工する業者に在席している当該工事の現場代理人氏名 署名、押印不要
工事内容	公共下水道施設築造工事によって新たに設置する施設の内容
受益地（地区、地番）	「設置場所」の土地を除く、当該工事に伴って下水道の受益を受ける土地の地番、地区
工事を行う理由	目的を記入

(5) 添付書類

書類	内容
付近の見取図	位置図
平面図	申請地と接続する既存公共下水道施設、新設する公共下水道施設の位置、距離等の概要がわかるもの
縦断面図	新設する本管及び取付管の勾配、深さ、距離、測点がわかるもの
横断面図	
構造図	新設する人孔、公共枿の構造を図示するもの
官民境界線図	平面図に併記されているときは、省略してよい
現況写真	現地写真

公図写し	地図または地図に準ずる図面
土留工構造図	採用する土留工法の構造図（計算書は不要）

2. 承認要領

(1) 承認審査

- ・下水道の接続計画設計が適当であること
- ・区域外の土地を含むときは、公共下水道特別使用許可を先に受けていること
- ・新設する道路に公共下水道施設築造工事を行おうとするときは、茅野市道に認定される予定であることが確認できること

(2) 承認書の収受

- ・公共下水道施設築造工事等承認申請を承認したときは、公共下水道施設築造工事等承認書を発行する。
- ・申請書に記載された施工業者に連絡するものとする。
- ・原則として、窓口での対面渡しもしくは収受棚渡しとする。

第 6 章 公共下水道施設築造工事等着手届

1. 着手のしかた

- ・公共下水道築造工事に**着手する前に**公共下水道施設築造工事等着手届（様式 3）を提出する。
- ・現在のところは原則として、窓口での対面提出とする。
- ・署名、押印不要

(1) 受付日

- ・いつでも良いものとする。ただし、担当者不在の場合、即時処理はしない。

(2) 部数

正本、副本の 2 部とする。

(3) 添付書類

- ・工程表（仮復旧までの予定表）

(4) 処理期間

- ・即時処理、または翌日。
- ・ただし、担当者不在の場合はこれより長くなる場合がある。

(5) 道路占用許可申請書への押印

- ・市道の道路占用許可申請が必要なときは、上下水道課長の押印が必要。公共下水道施設築造工事等の承認を受けた後に道路占用許可申請書への押印が可能となるので、下水道管理系の担当者に提出する。
- ・必ずしも着手届と同時提出でなくともよい。

2. 工期の延長

- ・公共下水道施設築造工事の検査に合格し、かつ公共下水道施設に採納されるまでの間の維持管理は、申請者において行わなければならない。

3. 維持管理

- ・公共下水道施設築造工事の検査に合格し、かつ公共下水道施設に採納されるまでの間の維持管理は、申請者において行わなければならない。

第 7 章 公共下水道施設築造工事等完了届

1. 完了の届出

- ・公共下水道施設築造工事が完了した日から 5 日以内に公共下水道施設築造工事等完了届（様式 4）を提出しなければならない。
- ・道路掘削を伴う場合は、仮復旧が完了し、公共下水道施設の工事が完了した時点で提出する。
- ・現在のところは原則として、窓口での対面提出とする。

(1) 受付日

- ・毎週月・水・金曜日の午前中とする。

(2) 部数

正本、副本の 2 部とする。

(3) 処理期間

・1 週間程度とする。

(4) 完了届の記載内容

項目	内容
日付	提出日を記入する
申請者	公共下水道施設築造工事の承認を受けた者の氏名、住所、電話番号 署名、押印不要
設置場所	公共下水道施設築造工事の承認を受けた土地の地番
承認年月日 承認番号	公共下水道施設築造工事等承認書に記載された承認日と承認番号を転記
完了年月日	公共下水道施設築造工事が完了した日 道路掘削を伴う場合は、仮復旧と公共下水道施設の工事が完了した日
施工業者	公共下水道施設築造工事の施工を担当する業者 署名、押印不要
現場代理人	公共下水道施設築造工事を施工する業者に在席している当該工事の現場代理人氏名 署名、押印不要
工事内容	公共下水道施設築造工事によって新たに設置する施設の内容

(5) 添付書類

書類	内容
付近の見取図	位置図
平面図	既存公共下水道施設、新設した公共下水道施設の位置、距離等の全体の構造がわかるもの（実測値に基づく）
縦断面図	新設した本管及び取付管の勾配、深さ、距離、測点がわかるもの（実測値に基づく）
横断面図	
工事写真	工事の工程ごとの現場写真（仮復旧完了まで） 写真ごと工程名を記載する

2. 完了検査

(1) 書面審査

- ・下水道の施工が適当であること
- ・工事写真が工程ごとに揃っていること

項目	内容
着手前、竣工後	現場俯瞰写真
舗装工	舗装切断状況、検測状況、転圧状況、埋設シート設置状況、乳剤散布状況、仮復旧舗装状況
本管穿孔	既存管検測状況、穿孔状況、穿孔片
本管埋設工	床均し状況、配管状況、検測状況、保護砂埋設工
マンホール設置工	基礎碎石転圧状況、検測状況、底板設置状況、人孔組立状況、連結ボルト設置状況、シーリング材塗布状況、受枠設置状況、ハイジャスター打設状況、鉄蓋設置状況、穿孔状況、可とう継手設置状況、インバート打設状況
取付管埋設工	支管取付状況、検測状況、基礎砂敷均し状況、配管状況、構造物離隔距離検測状況
公共柵設置工	基礎碎石転圧状況、床板設置状況、検測状況、基礎砂敷均し状況、タフコン台設置状況、保護蓋設置状況
内副管設置工	穿孔状況、検測状況、内副管設置状況、インバート打設状況
土留工	土留工設置状況

(2) 現地検査

① 検査立会

- ・取付管分岐と公共柵設置工事のみの場合は、立会不要とする。
- ・本管の築造を伴う場合は、立会検査とする。
- ・検査の日は、毎週月水金の午後とする。

② 検査事項

- ・公共下水道施設の工事が完了していること。
- ・浸入水がなく密閉性が保たれていること。
- ・人孔、公共柵の開閉操作に異常なきこと。

- ・公共枿の立ち管と保護管が接触していないこと。
- ・公共枿の立ち管と保護管の間に保護砂が敷かれていること。
- ・公共枿の保護蓋が固定されていて動かないこと。
- ・本管は、最上流から通水試験を行い異常なきこと。また、ミラー試験を行い異常なきこと。

(3) 検査結果の通知

- ・管理者は、検査の結果適当と認めたときは、完了届の副本に所要事項を記載した検査済証を届出者に交付する。

第 8 章 公共枿の移設、撤去

1. 申請と完了の手続き

- ・既存の公共枿を撤去ないし移設する場合は、第 5 章から第 7 章の既定により公共下水道施設築造工事等承認申請書、公共下水道施設築造工事等着手届、公共下水道施設築造工事等完了届を提出し、検査を受ける。

(1) 申請書添付書類

書類	内容
付近の見取図	位置図
平面図	移設の場合、既存公共枿と移設位置がわかる平面図 撤去の場合、撤去する公共枿の位置、撤去方法の別がわかる平面図
縦断面図	取付管を新設する場合はその縦断面図
横断面図	
構造図	移設の場合は、その構造図

(2) 完了届添付書類

書類	内容
付近の見取図	位置図
平面図	移設の場合、既存公共枿と移設位置がわかる平面図（実測値に基づく）
縦断面図	取付管を新設する場合はその縦断面図（実測値に基づく）
横断面図	
工事写真	工事状況写真

(3) 完了検査

- ・立会不要とする。

第 9 章 補修

1. 補修の指示

管理者は、完了検査の結果不良のあるときは、補修を命ずることができる。

管理者は、申請者に対して文書により補修すべき内容を具体的に記載し、通知する。

2. 再検査

(1) 再検査の届出

- ・公共下水道施設築造工事等完了届を再度提出し、補修工事の写真を添付する。
- ・管理者は、再検査の結果適当と認めたときは、完了届の副本に所要事項を記載した検査済証を届出者に交付する。

(2) 不服の申立

- ・管理者から指示された補修すべき内容が不当もしくは不服のあるときは、これの内容を証する任意の文書及び写真、図面等の資料を管理者に提出し、協議することができる。

第 10 章 承認の取り消し

1. 承認取消要件

- ・公共下水道施設築造工事の承認書はあくまで自営工事の施工目的を認めるものであり、完了検査の結果、合格に至らないときは承認を取り消す。
- ・新規茅野市道認定予定の新設道路に公共下水道施設築造工事を行った場合、完了検査に合格して、かつ茅野市道に認定されたときに公共下水道施設として採納となる。完了検査の日から 1 年以内に茅野市道に認定されなかったときは承認を取り消す。
- ・管理者は、承認を取り消した場合は、申請者に対して文書により通知する。

2. 承認取消施設の取扱い

(1) 維持管理

・公共下水道施設築造工事の承認が取り消しとなったときは、申請者が当該施設の維持管理を行わなければならない。

(2) 改良工事

・承認が取り消しとなった場合は、以下のいずれかの対応が必要となる。

- ① 公共下水道施設の接続を撤去（原状回復）する
- ② 公共下水道施設築造工事等承認申請を再度申請して改良工事を行う
- ③ 排水設備新設等計画確認申請書により、排水設備工事への改良工事を行い排水設備として使用する

(3) 不服の申立

・管理者の承認取り消しが不当もしくは不服のあるときは、この内容を証する任意の文書及び写真、図面等の資料を管理者に提出し、協議することができる。

様式 1

公共下水道特別使用許可申請書

令和 年 月 日

(あて先) 茅 野 市 長

申請者 住所
氏名

(TEL)

連絡先 業者等名

TEL

茅野市下水道条例第 19 条第 2 項の規定により、公共下水道特別使用許可について次の
とおり申請します。

下 水 道 を 使 用 し た い 区 域 (地 区 、 地 番)	茅野市 ※下水道を使用したい区域の地番を全て記入してください。
下 水 道 を 必 要 と す る 理 由	理由 ()
宅地開発事業 ※該当する場合記入	区画数_____区画、市道_____m、私道_____m、緑地_____箇所
建物建築 ※該当する場合記入	建物用途 (個人住宅、その他_____)、 建築棟数 _____ 棟 ※いずれかに○をし、その他の場合は具体的な用途を記入してください。
その他	※その他の場合及び上記記載事項以外の必要事項を記入ください。
竣工予定	令和 年 月 日頃
下水道施設の計画	
既設本管への 接 続 方 法	本管の築造工事 (あり・なし) ※いずれかに○をしてください。
公共汚水樹	設置箇所数_____箇所 設置場所 茅野市 番地先 (区名)
その他	※その他の必要事項を記入してください。
施工予定	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
《添付書類》	
1. 付近の見取図 2. 計画平面図(道路・下水道施設、宅地造成区画又は建物配置) 3. 公図写し 4. 現況写真 5. 受益者申請書 6. その他関係書類	

様式2

公共下水道施設築造工事等承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 茅野市長

申請者

住所

氏名

(TEL)

下水道法第16条の規定により、公共下水道の施設に関する工事又は維持の承認について、次のとおり申請します。

設置場所	茅野市 番地先(地区名)				
施工予定日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
施工業者	住所 氏名				
現場代理人	住所 氏名				
工事内容	布設・取出管の管種		管 径		総延長 m
	人 孔	箇所	公共枿	箇所	
受益地 (地区、地番)	書ききれない場合は別紙として添付				
工事を行う理由	1. 住宅等の新築 2. 宅地の造成 3. 既設建物の下水接続 4. 公共枿の移設 5. 公共枿の撤去 6. その他 ()				
《添付書類》 1. 付近の見取図 2. 平面図 3. 縦断面図 4. 横断面図 5. 構造図 6. 官民境界線図 7. 行政区長・その他関係者の同意書 8. 現況写真 9. 公図写し 10. 下水道事業受益者申告書 11. 土留工構造図 12. 市道等復旧断面図 13. その他関係書類					

様式3

公共下水道施設築造工事等着手届

令和 年 月 日

(宛先) 茅野市長

申請者

住所

氏名

(TEL)

先に承認のありました公共下水道築造工事等を、令和 年 月 日に着手したいので届出ます。

設置場所	茅野市 番地先（地区名）
承認年月日 承認番号	令和 年 月 日 付 第 号
工事期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日
施工業者	住所 氏名
現場代理人	住所 氏名

注) 工事工程表を添付すること。

様式4

公共下水道施設築造工事等完了届

令和 年 月 日

(宛先) 茅野市長

申請者

住所

氏名

(TEL)

公共下水道の施設に関する工事または維持が完了したので、次の通り提出します。

設 置 場 所	茅野市					番地先 (地区名)
承認年月日	令和 年 月 日 付					
承認番号	第 号					
完了年月日	令和 年 月 日					
施 工 業 者				現 場 代理人		
工 事 内 容	布設・取出 管の管種		管 径		総延長	m
	人 孔	箇所	公共枿	箇所		
《添付書類》 1. 付近の見取図 2. 平面図 3. 縦断面図 4. 工事写真 5. その他関係資料						

第

号

検 査 済 証

令和 年 月 日

様

茅野市長 今井 敦

上記工事の検査を令和 年 月 日終了しましたので通知します。